

平成31年度

北海道科学技術賞・北海道科学技術奨励賞

推薦要綱

北海道經濟部産業振興局科学技術振興室

北海道科学技術賞・北海道科学技術奨励賞推薦要綱目次

○ 北海道科学技術賞・北海道科学技術奨励賞表彰事務取扱要領……………	1
○ 候補者調査書の記載要領等……………	3
○ 候補者調査書（個人）……………	7
○ 候補者調査書（団体）……………	8
○ 候補者調査書（奨励賞）……………	9
○ 附属資料（功績概要関連資料）……………	10
○ 参考資料	
北海道表彰規則……………	13

北海道科学技術賞・北海道科学技術奨励賞表彰事務取扱要領

第1 趣旨

北海道科学技術賞及び北海道科学技術奨励賞の表彰事務の取扱については、北海道表彰規則及び北海道表彰事務取扱要領によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 表彰の対象者

表彰の対象者は、次の基準に該当するものとする。

1 北海道科学技術賞

本道の発展に功績のあった個人又は団体（グループを含む）であって、科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なもので、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 優れた発明、研究、技術の育成を行い、道民生活の向上、本道産業の振興など、経済社会の発展振興に寄与したもの
- (2) 科学技術の普及啓発活動等、科学技術に対する道民の意識、関心の向上に寄与したもの
- (3) その他本道における科学技術の振興に寄与したもの

2 北海道科学技術奨励賞

本道を主な拠点として、本道の発展に寄与する科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著であって、かつ、今後の活躍が期待される若手研究者。

なお、若手研究者とは、表彰年度の4月1日現在において45歳未満の者とする。

第3 表彰の基準等

1 受賞候補者の学歴については、特別の要件を設けない。

2 次の各号の一に該当するものは、表彰の対象としない。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- (4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- (5) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- (6) その他表彰することが適当でないと認められるもの

3 国の表彰を受けた者は、原則として当該表彰等と同一の事績によっては表彰しない。（叙勲、褒賞を含む。）

4 北海道科学技術奨励賞については、過去に北海道科学技術奨励賞を受賞した者を重複して表彰しない。

5 現職の北海道科学技術審議会委員は、表彰の対象としない。

6 過去に推薦されたが、受賞しなかったものについては、表彰の対象とできる。

第4 表彰の推薦

表彰を受けるにふさわしいと認める者（個人又は団体）を推薦しようとするものは、候補者調査書等を作成して、別に定める日まで経済部産業振興局科学技術振興室へ提出するものとする。ただし、自薦は認めない。

第5 受賞者の選考及び決定

受賞者の選考については、北海道科学技術審議会の意見を聞いた上で、知事が決定する。

附則（平成20年10月15日科技第441号）

この要領は、平成20年10月15日から施行する。

一部改正（平成23年6月27日科技第118号）

一部改正（平成24年7月3日科技第263号）

一部改正（平成25年7月1日科技第149号）

一部改正（平成26年6月11日科技第98号）

一部改正（平成27年6月11日科技第117号）

一部改正（平成31年4月15日科技第38号）

候補者調査書の記載要領等

1 表彰の対象

北海道科学技術賞は個人と団体を、北海道科学技術奨励賞は個人を対象としております。

2 使用する候補者調査書

(1) 北海道科学技術賞

- ・候補者が個人の場合「北海道科学技術賞受賞候補者調査書（個人）」
- ・候補者が団体の場合「北海道科学技術賞受賞候補者調査書（団体）」

(2) 北海道科学技術奨励賞

- ・「北海道科学技術奨励賞受賞候補者調査書」

3 各候補者調査書に共通する事項について

(1) 候補者調査書はA4縦用紙1枚に、候補者の略歴や功績の概要等を簡潔にわかりやすくまとめてください。

(2) 「賞罰」の欄には、候補案件に関する表彰歴のうち、主なものについて受賞年月日、授賞機関、各種表彰の賞の名称、受賞した功績の名称を記載してください。

(例) 平成〇年〇〇月〇〇日、(社)〇〇協会より〇〇〇〇賞受賞(・・・の功績)

(3) 「功績名」の欄には、功績の内容を簡潔(40字以内)に表現し、記載してください。

(4) 功績内容「分野」の欄には、以下の例示から分野を記入してください。

分野	分科
化学	基礎化学、複合化学、材料化学 など
工学	応用物理学、工学基礎、機械、電気電子、土木、建築、材料、エネルギー など
生物学	基礎生物学、生物化学、人類学 など
農学	農学、農芸化学、森林、水産、農業経済、農業工学、畜産、獣医学 など
医歯薬学	薬学、基礎医学、内科系臨床医学、外科系臨床医学、歯学、看護学、公衆衛生学など
総合領域	情報、環境、科学教育、普及啓発、産学官連携 など

(5) 功績内容「概要」の欄には、候補者の発明、研究等の概要をはじめ、研究成果などについて、当該分野の専門家以外の一般道民にも理解できるよう、可能な限り具体的かつ平易な表現で記述してください。

※ 記述例として、平成30年度北海道科学技術賞・科学技術奨励賞受賞者の功績概要 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H30_KS_kouseki.pdf)を参考にしてください。

※ 詳細な功績は、附属資料(功績概要関連資料)に記載して添付してください。

(6) 推薦は個人でも機関でも可能です。推薦する機関については、部門やセクター単位(研究所、部課など)であっても構いません。機関推薦の場合は、「職業」欄は記入不要です。

また、推薦者「照会先担当者氏名(アドレス)」の欄には、功績内容等を充分承知している方の氏名(アドレス)を記載してください。(別途、内容等について照会する場合があります。)

4 北海道科学技術賞受賞候補者調査書（個人）の記載について

- (1) 候補者「氏名」の欄には、必ずふりがなを付してください。
- (2) 候補者「現住所」及び勤務先「所在地」の欄には、都道府県名から記載し、番地については1-2-3のように横棒でつなげてください。
- (3) 勤務先「名称」の欄には、〇〇株式会社〇〇研究所のように、候補者が所属する機関名まで記載してください。
- (4) 勤務先「業務内容」の欄には、「電子機器の試験研究」のように、会社等の業務について簡単に記載してください。
- (5) 勤務先「業務上の役職名」の欄には、〇〇株式会社〇〇研究所研究部長等のように、候補者の役職名を記載してください。
- (6) 現在までの略歴「学歴」、「職歴」の欄には、主要なものを記載してください。
- (7) 功績内容「本道産業の振興、道民生活の向上など、経済社会の発展振興等への寄与」の欄には、候補者の研究、発明等がどのように本道経済の振興、道民生活の向上などに活用されているか、又は活用される予定かなど、アピールポイントを簡潔かつ平易な表現で記載してください。

5 北海道科学技術賞受賞候補者調査書（団体）の記載について

- (1) 候補団体「名称」、「代表者職氏名」の欄には、必ずふりがなを付してください。
また、「名称」は〇〇株式会社〇〇研究所のように機関名まで記載してください。
- (2) 候補団体「事務所所在地」の欄には、都道府県名から記載し、番地については「1-2-3」のように横棒でつなげてください。
- (3) 候補団体「活動分野」の欄には、「電子機器の試験研究」のように、会社等の業務について簡単に記載してください。
- (4) 「現在までの沿革」の欄には、候補団体の主な沿革を箇条書きしてください。
- (5) 功績内容「本道産業の振興、道民生活の向上など、経済社会の発展振興等への寄与」の欄には、候補者の研究、発明等がどのように本道経済の振興、道民生活の向上などに活用されているか、又は活用される予定かなど、アピールポイントを簡潔かつ平易な表現で記載してください。

6 北海道科学技術奨励賞受賞候補者調査書の記載について

- (1) 候補者「氏名」の欄には、必ずふりがなを付してください。
- (2) 候補者「生年月日」の欄には、平成31年4月1日現在の年齢を記載してください。
- (3) 候補者「現住所」及び勤務先「所在地」の欄には、都道府県名から記載し、番地については1-2-3のように横棒でつなげてください。
- (4) 勤務先「名称」の欄には、〇〇株式会社〇〇研究所のように、候補者が所属する機関名まで記載してください。
- (5) 勤務先「業務内容」の欄には、「電子機器の試験研究」のように、会社等の業務について簡単に記載してください。

- (6) 勤務先「業務上の役職名」の欄には、〇〇株式会社〇〇研究所研究部長等のように、候補者の役職名を記載してください。
- (7) 現在までの略歴「学歴」、「職歴」の欄には、主要なものを記載してください。
- (8) 功績内容「将来性について」の欄には、候補者の研究、発明等が将来的にどのような効果を生み出すことが期待されるかなど、アピールポイントを簡潔かつ平易な表現で記載してください。

7 候補者推薦書の作成について

推薦の方法は、機関からの推薦によるものと、個人からの推薦によるものの2つの方法がありますが、いずれも次により作成のうえ関係書類とあわせて提出してください。

- (1) 候補者推薦書は、候補者の功績に対する客観的評価に資するものとなります。
- (2) 候補者推薦書は、候補者及び候補者の功績内容を十分理解している方（功績内容の専門分野における有識者、関係学会に所属する学会員、大学等において関連する研究等に携わる研究員など）が、作成してください。
- (3) 候補者推薦書は、功績についての優秀性及び当該分野におけるインパクト等のほか、北海道科学技術賞については、本道産業の振興、道民生活の向上などへの寄与に関する記載を、北海道科学技術奨励賞については、研究、発明等の将来性を含めて記載するとともに、当該分野の専門家以外の者にも明確かつ理解できるように作成してください。
- (4) 様式は任意ですが、評価者の所属機関・役職・氏名は必ず記載してください。
- (5) 候補者推薦書を記載する方は、推薦者や推薦機関と直接の関わりのない方であっても構いませんが、その場合は、候補者との関係について、推薦書の中で触れてください。

8 関係書類の提出について

(1) 提出書類

①候補者調査書

②附属資料(功績概要関連資料)

③候補者推薦書

※ 複数推薦する場合は候補者毎に作成してください。

④顔写真（電子データ）

※ 受賞が決定した場合には、贈呈式で配付する“しおり”用として使用させていただきますので、ご了承願います。

(2) 提出方法等

上記提出書類のうち①から③はA4判とし、紙に印刷したものを各1部提出するとともに、

①、②及び④については電子データをCD-ROM又は電子メールにて提出してください。

(3) 提出期限

平成31年7月19日（金）

(4) その他

候補者調査書の記載要領及び様式等については、北海道のホームページ（アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/kagisyu_suisen.htm）からダウンロードできます。

【問い合わせ及び書類の提出先】

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部産業振興局

科学技術振興室科学技術振興グループ 担当：中川

TEL：(011) 231-4111 (内線 26-833)

(011) 204-5126 (ダイヤルイン)

FAX：(011) 232-1063

E-mail：keizai.kagi@pref.hokkaido.lg.jp

北海道科学技術賞受賞候補者調査書（個人）

候補者	ふりがな 氏名	生年 月日	年 月 日	現住所	〒	Tel ()	-								
	勤務先 名称	業務内容													
勤務先 所在地	〒		Tel ()		-										
現在までの略歴	学 歴				職 歴										
賞罰															
功績名															(40字以内)
功績内容	○ 分野														
	○ 概要														
○ 本道産業の振興、道民生活の向上など、経済社会の発展振興等への寄与															
当該分野の専門家以外の一般道民にも理解できるよう具体的かつ平易な表現で記述してください。															
推薦者	ふりがな 氏名/機関名	職業	※ 機関推薦の場合は記入不要		住所/ 所在地	〒	Tel ()	-							
	推薦者の意見														
	照会先担当者氏名 (アドレス)				(@)										

北海道科学技術賞受賞候補者調査書（団体）

候補団体	ふりがな 名称		設立年月日	年 月 日
	ふりがな 代表者 職氏名		本道における活動年数	年
	事務所 所在地	〒 TEL () -	活動分野	

現在までの沿革	
---------	--

賞罰	
----	--

功績名		(40字以内)
-----	--	---------

功績内容	○ 分野	
	○ 概要	
	○ 本道産業の振興、道民生活の向上など、経済社会の発展振興等への寄与	<p style="color: red;">当該分野の専門家以外の一般道民にも理解できるよう具体的かつ平易な表現で記述してください。</p>

推薦者	ふりがな 氏名/機関名		職業	<small>※ 機関推薦の場合は記入不要</small>	住所/ 所在地	〒 TEL () -	
	推薦者の意見						
		照会先担当者氏名 (アドレス)	(@)				

北海道科学技術奨励賞受賞候補者調査書

候補者	ふりがな 氏名		生年 月日	年 月 日 (年齢 歳)	現住所	〒 TEL ()
勤務先	名 称				業務内容	
	所在地	〒 TEL () -			業務上の 役職名	
現在までの略歴	学 歴				職 歴	
賞罰						
功績名						
功績内容						
功績内容	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>○ 分野</p> <p>○ 概要</p> <p>○ 将来性について</p> </div> <div style="width: 35%; border-left: 2px solid red; padding-left: 10px;"> <p style="color: red;">当該分野の専門家以外の一般道民にも理解できるよう具体的かつ平易な表現で記述してください。</p> </div> </div>					
推薦者	ふりがな 氏名/機関名	職業	※ 機関推薦の場合は記入不要		住所/ 所在地	〒 TEL () -
	推薦者の意見					
	照会先担当者氏名 (アドレス)		(@)			

■附属資料（功績概要関連資料）記載要領

功績名	(調査書記載の功績名)												
効果・影響度 (社会的・経済的波及効果) 800字程度	<p>※ 本賞は「科学技術上の優れた発明、研究等を行い」を受賞の要件としており、審査において重要な判断材料となりますので、必ず記載してください。(800字程度)</p> <p>※ 本道及び本道を含む全国における効果・影響度について、新たな産業や雇用の創出、その他当該研究による波及効果等、研究成果が本道においてどのように活用されているか、又は今後どのように活用される予定なのかなど、具体的かつ平易な表現で記載してください。</p> <p>なお、若手を対象としている奨励賞については、将来的に期待される効果等を具体的かつ平易な表現で記載してください。</p> <p>※ 可能であれば、以下のとおり数値等を示してください。なお、本道への寄与についての客観的なデータの記載が困難な場合はこの限りではありません。</p> <p>[数値記載例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たな技術の確立により、導入可能となる道内の対象数等 (医療であれば診療対象患者数、産業技術であれば導入企業数など) ○普及啓発、理解増進活動の内容と本件活動が社会に及ぼした影響等 (普及啓発、理解増進活動を目的とする団体の設立と活動、普及啓発、理解増進活動を目的とする活動内容等) ○道内企業による売上高実績等(適宜指標を設定) <table border="1" data-bbox="432 864 1326 936"> <tr> <td>年 度</td> <td>〇〇年度</td> <td>〇〇年度</td> <td>〇〇年度</td> <td>〇〇年度</td> <td>〇〇年度</td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td>〇〇億円</td> <td>〇〇億円</td> <td>〇〇億円</td> <td>〇〇億円</td> <td>〇〇億円</td> </tr> </table>	年 度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	売上高	〇〇億円	〇〇億円	〇〇億円	〇〇億円	〇〇億円
年 度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度								
売上高	〇〇億円	〇〇億円	〇〇億円	〇〇億円	〇〇億円								
新規性・独創性 (特許・実用新案等) 800字程度	<p>※ 研究成果の新規性、独創性等について、従前の技術等との比較を含め具体的に記載してください。(800字程度)</p> <p>※ 候補案件に関して取得(出願中を含む)した特許・実用新案がある場合は、登録番号、タイトル、出願年月日、登録年月日及び全発明者氏名を記載してください。(登録済みのものについては、必ず登録年月日まで記載してください。)</p> <p>[記載例] 特許第〇〇〇〇〇〇号「〇〇〇の成型方法」 平成〇年〇月〇日出願、平成〇〇年〇〇月〇〇日登録 全発明者氏名：〇〇〇〇(〇〇大学教授)、〇〇〇〇((株)〇〇工業主任研究員)</p>												
その他の業績等	表彰歴	<p>※ 候補案件に関する表彰歴をすべて記載してください。</p> <p>件数が多い場合は別紙として添付しても構いません。</p> <p>[記載例] 平成〇年〇月〇日 〇〇〇〇賞「〇〇〇〇の発明」(社)〇〇学会</p>											
	研究論文の主なもの	<p>※ 候補案件の成果に関する研究論文の主なもの及び被引用回数の一覧。</p> <p>件数が多い場合は別紙として添付しても構いません。</p> <p>[記載例] 1 「〇〇の研究」(〇〇学会〇〇賞受賞)、〇〇学会誌 vol. 〇 p〇~〇、〇年〇月発表、被引用回数〇〇回 2 「〇〇の効果的利用」、〇〇誌(〇〇部発行)、〇〇年〇〇月発行</p>											
	一般講演等	<p>※ 研究成果や活動に関する一般向け講演等の実績を記載してください。通常の学会発表や活動報告会については記載不要です。</p> <p>件数が多い場合は別紙として添付しても構いません。</p> <p>[記載例] 1 講演 開催日：〇〇年〇〇月〇〇日「〇〇〇〇セミナー」、会 場：〇〇〇〇 主催者：〇〇〇〇 講演テーマ：「〇〇〇〇の〇〇について」 対 象：〇〇関係、〇〇関係、参加者：〇〇〇人</p>											
	その他資料等	<p>※ 候補案件の成果が具体的に記載され、その内容が理解しやすい資料等を添付してください(5件以内)。</p> <p>[記載例] 1 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇掲載 「〇〇〇〇の〇〇について」 2 〇〇年〇〇月〇〇日△△掲載 「〇〇〇〇の〇〇について」</p>											

■ 附属資料（功績概要関連資料）記載用

功績名	(調査書記載の功績名)
<p>効果・影響度</p> <p>(社会的経済的 波及効果)</p> <p>800 字程度</p>	
<p>新規性・独創性</p> <p>(特許・実用新 案等)</p> <p>800 字程度</p>	

■ 附属資料（功績概要関連資料）記載用

功績名		(調査書記載の功績名)
その他の業績等	表彰歴	
	研究論文の主なもの	
	一般講演等	
	その他資料等	

北海道規則第31号 北海道表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、知事の行う表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 表彰状による表彰
 - ア 北海道功労賞
 - イ 栄誉賞等
 - ウ 北海道文化賞等
 - エ 北海道スポーツ賞
- (2) 感謝状による表彰
- (3) 賞状による表彰

(北海道功労賞)

第3条 北海道功労賞は、本道の経済、社会、文化等の発展に貢献し、その功労が特に顕著な個人又は団体に対して贈呈する。

(栄誉賞等)

第4条 栄誉賞等は、広く道民に敬愛され、道民に希望と活力を与えている個人又は団体に対して、次に掲げる区分により贈呈する。

- 1 栄誉賞 文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著なもの
- 2 栄誉をたたえて 文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が顕著なもの

(北海道文化賞等)

第5条 北海道文化賞等は、本道の発展に功績のあった個人又は団体に対して、次に掲げる区分により贈呈する。

- (1) 北海道文化賞 芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が特に顕著なもの
- (2) 北海道文化奨励賞 芸術、科学、教育その他の文化の向上発達に関しその功績が顕著であって、かつ、今後の活動が期待されるもの
- (3) 北海道科学技術賞 科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が特に顕著なもの
- (4) 北海道科学技術奨励賞 科学技術上の優れた発明、研究等を行い、その功績が顕著であって、かつ、今後の活躍が期待されるもの
- (5) 北海道社会貢献賞 多年地方自治の進展、社会福祉の増進、保健衛生の向上、生活環境の保全等に貢献し、その功績が顕著なもの
- (6) 北海道産業貢献賞 多年産業の振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- (7) 北海道善行賞 他の模範となるような善行又は努力をしたもの

(北海道スポーツ賞)

第6条 北海道スポーツ賞は、スポーツ競技会において特に優れた成績を収めた個人若しくは団体又はスポーツの振興に寄与した個人若しくは団体に対して贈呈する。

(感謝状による表彰)

第7条 感謝状による表彰は、前2条に定めるもののほか、道行政に寄与し、その功績が著しく、感謝するに足ると認められる個人又は団体に対して行う。

(賞状による表彰)

第8条 賞状による表彰は、審査会、品評会、共進会その他の催し等において特に優れた成績を収め、賞するに足ると認められる個人又は団体に対して行う。

(表彰の方法)

第9条 表彰状、感謝状及び賞状の贈呈は、副賞を添えて行うことができる。

2 前条の表彰は、賞状に代えて賞品又は賞金を贈呈して行うことができる。

(公表)

第10条 知事は、第3条から第6条までの規定による表彰を決定したときは、その決定したものの氏名、名称等について、道民に広く周知できる方法により公表するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成25年6月28日から施行する。